

寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人滋賀県動物保護管理協会（以下「協会」という。）が取得する寄付金等に関し、必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、寄付金等とは、寄付者が用途を特定しないで寄付した現金（有価証券等を含む。）および物品をいう。

(寄付金等の取得および用途)

第3条 協会は、常時、寄付金等を取得することができる。

2 取得した寄付金等は、定款第4条第1項に定める事業に使用するほか、協会の運営上必要な範囲で管理費に使用する。

(受領書等の送付)

第4条 寄付金等を取得したときは、すみやかに礼状および受領書を寄付者に送付するものとする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか寄付金等の取扱いに関し、必要な事項は理事長が別に定める

付 則

1 この規程は、平成26年7月1日から施行する。

2 この規程の施行前に取得した寄付金等については、この規程により取得したものとみなす。